

新潟県病院局管理規程第7号

新潟県病院局事務委任規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月30日

新潟県病院事業管理者 金井 健一

新潟県病院局事務委任規程の一部を改正する規程

新潟県病院局事務委任規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第4号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（定義）</p> <p><b>第2条</b> この規程において「院長」とは、新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第3号）第19条に規定する病院の院長を、<u>「センター長」とは、同規程第22条に規定する診療所のセンター長を、</u>「校長」とは、同規程第24条に規定する看護専門学校長をいう。</p> <p>（院長等への共通委任）</p> <p><b>第3条</b> 次に掲げる事務は、院長、<u>センター長</u>及び校長に委任する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 職員の旅行（院長、<u>センター長</u>及び校長の5日以上の旅除く。次号において同じ。）の命令をすること。</p> <p>(3)～(5)の5 (略)</p> <p>(6) 職員の休暇、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業、職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成7年人事委員会規則第8-55号）第24条第1項に定める休業及び職務専念義務の免除の承認等をする事（院長、<u>センター長</u>及び校長の5日以上に係るもの並びに結核性疾除く。）。</p> <p>(6)の2～(16) (略)</p> <p>(17) 病院及び診療所の災害対策に関する事。</p> <p>(18) 病院及び診療所の分掌事務の執行に関し、許可、認可等を要するものについて当該許可、認可等の申請をすること。</p> <p>(19) (略)</p> <p>（委任の特例）</p> <p><b>第4条</b> 前条の規定により委任した事務のうち、次の各号の一に該当するものについては、院長、<u>センター長</u>又は校長は、その処理につきあらかじめ病院局長の指揮を受けなければならない。</p> <p>(1) 院長、<u>センター長</u>又は校長等において特に重要又は異例と認めるもの</p> <p>(2) (略)</p>	<p>（定義）</p> <p><b>第2条</b> この規程において「院長」とは、新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第3号）第19条に規定する病院の院長を、<u>「校長」とは、同規程第24条に規定する看護専門学校長をいう。</u></p> <p>（院長等への共通委任）</p> <p><b>第3条</b> 次に掲げる事務は、院長及び校長に委任する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 職員の旅行（院長及び校長の5日以上の旅除く。次号において同じ。）の命令をすること。</p> <p>(3)～(5)の5 (略)</p> <p>(6) 職員の休暇、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業、職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成7年人事委員会規則第8-55号）第24条第1項に定める休業及び職務専念義務の免除の承認等をする事（院長及び校長の5日以上に係るもの並びに結核性疾除く。）。</p> <p>(6)の2～(16) (略)</p> <p>(17) 病院の災害対策に関する事。</p> <p>(18) 病院の分掌事務の執行に関し、許可、認可等を要するものについて当該許可、認可等の申請をすること。</p> <p>(19) (略)</p> <p>（委任の特例）</p> <p><b>第4条</b> 前条の規定により委任した事務のうち、次の各号の一に該当するものについては、院長又は校長は、その処理につきあらかじめ病院局長の指揮を受けなければならない。</p> <p>(1) 院長又は校長等において特に重要又は異例と認めるもの</p> <p>(2) (略)</p>

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。